

超大規模防火対象物等における 自衛消防活動のあり方に関する検討部会 の検討範囲について

平成30年10月31日
事務局

第1回検討部会を踏まえた検討範囲の整理

1

大規模防火対象物には自衛消防組織の設置を義務化（平成19年消防法改正、平成21年施行）



近年、高さが100mを大きく超えたり、延べ面積が10万㎡を大きく超えたりする、超大規模防火対象物等が出現



建物に不案内かつ、多様な在館者が多数利用する超大規模防火対象物における火災時や地震時の安全性の確保が求められている。



超大規模防火対象物におけるハード面の対策状況に応じ、自衛消防組織の活動を特に有効に機能させることが重要



自衛消防組織の本部隊の指揮能力、状況判断能力、避難誘導能力等の向上が必要



超大規模防火対象物等における自衛消防活動に関する訓練の充実・強化策を検討

訓練の充実・強化が特に望まれる超大規模防火対象物等の範囲

2

- ◆ 今後、本検討部会でとりまとめる訓練の充実・強化策を実行することが特に望ましい対象物（超大規模防火対象物等）は、表1に示す要件すべてに該当するものとしてはどうか。
- ◆ また、自衛消防組織の設置義務対象となっている従来の大規模防火対象物についても、訓練の充実・強化策を実行することが望ましいと考える。

表1 訓練の充実・強化が特に望まれる対象物（超大規模防火対象物等）の範囲（案）

要件等	具体的な内容等
要件①	自衛消防組織の設置義務対象※1
要件②	不特定多数の者が利用する特定防火対象物※2、駅舎、空港
要件③	収容人員※3が1万人以上
要件④	高さが200m以上又は延べ面積が20万㎡以上
選定理由	不特定多数かつ多様な者が利用する超大規模な建物であるため、災害発生時の状況把握や避難誘導が困難
該当数※4	約130対象

※1 自衛消防組織の設置義務対象（消防法第8条の2の5に規定）

・ 共同住宅（5）項口、格納庫等（13）項口、倉庫（14）項及び（18）項～（20）項以外の用途で以下の防火対象物（複合防火対象物（16）項については、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

- ① 階数が11以上の防火対象物で延べ面積が10,000㎡以上 ② 階数が5以上10以下の防火対象物で延べ面積が20,000㎡以上
③ 階数が4以下の防火対象物で延べ面積が50,000㎡以上 ④ 地下街で延べ面積が1,000㎡以上

※2 不特定多数の者が利用する特定防火対象物とは、競技場、商業施設、ホテル等の不特定多数の者が利用する建物のこと（消防法第17条の2の5に規定）

※3 収容人員とは、建物に出入りし、勤務し、居住する人数のこと（消防法施行令第1条の2に規定）

※4 平成30年3月31日時点の防火対象物実態調査結果から算出（速報値）